

## 島牧村移住体験住宅要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島牧村（以下「本村」という。）に移住を検討している者を対象に、一定期間、村内での生活を体験できる機会を提供するために行う島牧村移住体験住宅について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 村への移住を希望する者のうち、村の移住担当窓口を通じて移住しようとする者をいう。
- (2) 移住体験住宅 移住希望者が、本村での移住生活を体験できる住宅、又は定住を前提に、生活の本拠とする住宅を確保するまでの間一時的に暮らす住宅として、本村が提供する住宅をいう。

(住宅位置)

第3条 移住体験住宅（以下「住宅」という。）の位置は、次のとおりとする。

名 称	住 所
第1号	島牧村字本目372番地4

(使用申請)

第4条 住宅を使用しようとする移住希望者（以下「使用者」という。）は、予め移住体験住宅使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に住宅を使用する全員の住民票を添えて村長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 村長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し使用に問題がないと認めた場合、移住体験住宅使用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を、使用者に交付するものとする。この場合において、村長は住宅の管理運営上必用と認める場合、その使用について条件を付することができる。

2 使用の許可期間は、6か月以内とする。

(使用料)

第6条 使用者は、使用する住宅の当該各号に定めるところによる使用料を、村長の交付する住宅使用料納入通知書に添付する納付書により、当該納入通知書に記載する納期限までに、同じく当該納入通知書に記載する納付場所において納めなければならない。この場合において、住宅の使用期間に、1か月に満たない月があるときは、日割りにより算定した額とする。

名 称	期 間	月 額
第1号	夏期（5月から10月まで）	15,000円
	冬期（11月から4月まで）	25,000円

2 使用料には、住宅の使用に伴う灯油代、電気代、プロパンガス使用料、水道料を含むものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第5条に規定する許可書を受領した後に、村長から当該住宅の鍵（以下

「鍵」という。)を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告しなければならない。

- (2) 火気の取り扱いに注意し、水道の凍結を防止すること。
  - (3) 住宅の周りの除草や除雪を必要に応じて行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
  - (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (行為の制限)

第8条 使用者は、住宅を居住用として使用し、その他の用途に使用してはならない。

2 住宅に入居できる者は、使用者並びに使用者の親族及び使用者と内縁の関係にある者とし、入居者を変更又は追加しようとするときは、村長の承諾を得なければならない。

3 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 村長の承諾を得ずに、住宅及び付帯施設の改築、模様替え、造作の新設など原状を変更すること。
- (2) 村長の承諾を得ずに、住宅の内外及び敷地内に看板、掲示板、広告、標識等を設置又は貼付すること。
- (3) 村長の承諾を得ずに、住宅の電気、ガス、給排水、電話回線等の設備に機器の新設、付加、除去又は変更すること。
- (4) 住宅の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (5) 住宅の内外に住宅の保全に支障を生ずる重量物を搬入すること。
- (6) 住宅の内外に危険物、不潔物及び法令禁止物を搬入し、又は取扱うこと。
- (7) 寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (9) 著しい騒音又は悪臭を発生して近隣に迷惑をかける行為をすること。
- (10) 住宅、付帯施設又は住宅の敷地を故意又は重大な過失により汚損、毀損又は焼失等の損害を与えること。
- (11) その他公序良俗に反する住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(許可の取消)

第9条 村長は、次の各号に該当すると認められるときは、移住体験住宅使用許可取消通知書(第3号様式)により、第5条の規定による使用許可を取消することができる。

- (1) 使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めたとき。
- (2) 住宅が、天災地変、その他の事由により、通常の用に供することができなくなったとき。

2 前項の規定により使用許可を取消した場合に使用者に発生した損害について、村長は賠償の義務を負わないものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用料の前納分があるときは、当該金額を還付するものとする。

(使用の延長)

第10条 使用者は、使用期間が満了するにあたり、延長を希望する場合は、1か

月前までに申し出なければならない。ただし、延長は1回限りとする。

2 前項の申請については、第4条の規定を準用する。

(経費の負担)

第11条 次の各号に掲げる経費は、使用者の負担とする。ただし、天災地変、その他使用者の責に帰すことができない事由により住宅及び付帯施設が損害を受けた場合はこの限りでない。

(1) 第6条第2項に規定する以外の住宅の使用に伴う光熱水費。

(2) 冬期間の水道、トイレ、浴室、湯沸器の凍結修繕。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失及び第8条第3項各号の事由により住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失させたときは、直ちに移住体験住宅破損(汚損、滅失)届(第4号様式)により村長に報告するものとし、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により村長が特に認めた場合はこの限りでない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第9条の規定による使用許可の取消通知があったときは、直ちに住宅を入居時の状態に原状回復して村長に鍵を返還しなければならない。ただし、止むを得ない事情により村長が特に認めた場合は、原状回復に関してはこの限りでない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いていると認められる場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、村はその責任を負わないものとする。

(住宅立入権)

第15条 村長又は村長の指定する者は、緊急事態の発生又は住宅の維持管理上必要があると認められるときは、建物内へ立ち入ることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。